

令和2年1月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年1月10日 午後3時15分
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年1月10日 午後4時09分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋田 健一	渡 健一郎
安武 正一	青柳 茂	井上 英二	

(2) 欠席者

篠崎 正信

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	小嶋 勉
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第4条(知事)

議案第3号 農地法第5条(知事)

議案第4号 古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について

議案第5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第6号 非農地判断

報告第1号 農地法第5条(届出)

報告第2号 農地改良届の受理について

報告第3号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について
報告第4号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後3時15分開会

○事務局長（ 君） 農業委員会委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和2年第1回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開会の前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日、 委員から欠席の連絡がいただいておりますことから、本日の出席委員は19名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会成立していることを、まずは御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、 会長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（ 君） 改めまして、明けましておめでとうございます。ことしは正月も天気もよかったから、まあまあいろんな声が出たんじゃないかなろうかと思っています。ただ、やっぱり農業に関しては、いろんな面で厳しい時代になってきています。新聞等で御存じのように、国も一生懸命後押しはしていますが、まだまだ社会の流れからいったら、日本の農業、何でおくれとるんじゃないかなろうかと思っています。それを負けんように、今後の農業を守っていくためには、私たちが頑張らにやいかんと思っていますので、皆さんの協力をよろしくお願ひします。

では、ただいまから令和2年第1回農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（ 君） 本日の議事録署名人は、青谷委員と木村委員さんとお願ひいたします。

○議長（ 君） では、日程、議案第1号農地法第3条、申請番号1-12に対して、事務局、説明お願ひいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号1-12について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人は、年齢67歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は、約9年と伺っております。

所有する農機具としましては、耕運機、軽トラック、動力噴霧器を1台ずつ所有されているとのことです。

現在の農業の経営状況といたしましては、本人と奥様の2人でミカンと路地野菜の生産をされているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目をごらんください。

今回の申請地は、古賀インターチェンジの東側に位置する丸囲み内の斜線部4筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、畑として路地野菜とかんきつ類の作付を行っていきたいということです。

最後に、下限面積について説明させていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万5,824m²で、譲渡人・譲受人は住居及び生計を同一にはしておりませんが、親子関係であり、農地法第2条に規定される親族の行う耕作に従事する2親等内の申請に該当することから、今回の申請は同一世帯内の農地の移動とみなされることから、耕作面積に変更はなく、50a要件を満たしていると考えられます。

あわせて地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しているところです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりました。何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとりたいと思いますが、では、議案第1号申請番号1-12に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第4条、申請番号1-2、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第2号、農地法第4条の許可申請、番号1-2について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法4条の申請で、所有権に基づき、貸資材置き場に転用するという内容となっております。

まず、位置図について説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

申請地は、町川原交差点の北東に位置しております丸囲み内の2筆でございます。

次に、農地区分について説明いたします。

申請地の西側については県道による分断、北側については河川による分断、東側については住宅等による分断、南側については宅地による分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。5ページ目をお願いいたします。

今回の計画は、図面上の申請地の右上の一角にある申請者が所有する倉庫が建っている敷地を、一部乗入口として使用するものとしております。ここより配送用の車両の乗り入れを行い、足場材の搬入・搬出を行う計画となっております。

場内については、砂利敷とする予定です。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。資料の6ページ目をお願いいたします。

雨水排水については、図面上の下側、東側に向けて勾配を設け、U字側溝240を敷設し、図面上右側の北側の敷設水路に排出する計画となっております。

汚水・雑排水は、資材置き場であることから、発生はいたしません。

次に、盛土・切土についてですが、資料の7ページ目をお願いいたします。

上の断面図が、図面上、横方向A—A'断面となり、下側が縦方向B—B'断面となっております。全体として、縦方向にBからB'方向に水勾配がつくように、40cmから77cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元農区からは11月11日付で、条件なしの水利承諾書が提出されており、あわせて区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明終わりましたが、何かありましたら、どうぞ。

○委員（20番 君） 地元というか、開発委員会開きまして、今回の件については、付託意見はついておりません。一応、地元としては許可していいんじゃないかということで終わっています。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありましたら。ないですかね。——何もなければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号の申請番号1—2に対して賛成されます農業委員の

方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手18/18名]

○議長 (君) 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長 (君) 続きまして、日程3、議案第3号農地法第5条について、申請番号1—13から1—15まで、案件別をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

[議案朗読]

○係 (君) それでは、議案第3号、農地法第5条の許可申請、番号1—13について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、平成12年に譲受人の親族が農地法4条の申請により許可を受け、集合住宅を建設し利用しておりましたが、敷地の一部について手続が終わっていない土地があったことから、追認を求める農地転用の申請を行うものです。

まず、位置図について説明をいたします。議案書の11ページ目をお願いいたします。

申請地は、谷山公民館の北側に位置する丸囲み内の着色部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、周囲を宅地・河川等による分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、今回の申請に至った経緯について説明いたします。議案書の12ページから13ページ目をごらんください。

今回の申請地は、12ページ目にありますように、集合住宅の受水槽が設置されている箇所に当たる部分3.12m²となっております。この部分につきましては、資料13ページ目に字図をつけておりますが、そもそも今回の譲渡人の土地1099番の一部であり、この土地を1099—1、1099—2に分筆を行い、譲受人の土地1101—6と交換行うことと取り決めをしておりました。しかし、1101—6と1099—2について交換と今回の申請、転用申請の手続を行うに至っておらず、今回新たに名義変更の整理を行う中でこのことが判明し、申請に至ったものです。よって、今回の申請については、新たに造成等を行いませんで、被害防除計画等はございません。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元農区からは12月1日付で、今後は開発規約を遵守することという条件のもとに水利承諾書が提出されており、あわせて区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

地域委員として説明させていただきます。

当地は交換分合をされとったはずなんですけど、たまたま谷山地区が地籍調査入って、その関係で判明しました。この上に水路があるんですけど、これが交換されていると思ったところ、これもできていなかったもんですから、それと一緒にする予定やったのが、どうも外れたみたいで、たまたま今回地籍調査の関係で判明したということで、今回の申請になったような状況でございます。委員としては、もうはっきり言って、本人たちが忘れていたということが一番原因じゃなからうかと思えます。まことに申しわけありませんでした。

ほかに何かありましたら。——なければ、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号申請番号1—13に対して賛成されます方は、農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18／18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第3号農地法第5条の申請番号1—14、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第3号、農地法5条の許可申請、番号1—14について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で賃貸借による転用を行い、足場材の資材置き場を建設するといった内容となっております。

位置図について説明いたします。議案書の14ページ目をお願いします。

申請地は、県道米多比谷山線を谷山方面に進み、九州自動車道を超えた右側に位置する丸囲み内の斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地は、北側については河川等による分断、南側については段差による分断があるため、農地の広がりについては10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。15ページ目をごらんください。

こちらは、現況の平面図と資材置き場の計画図が示されているところです。

乗入口については、北側の県道からの1カ所となっており、敷地全体をアスファルト舗装する計画となっております。

周囲には土どめとしてコンクリートブロックを2段施工し、隣地との境界にはフェンスを設ける計画となっております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水については、東側の里道沿いと西側の市道沿いにU型側溝を設置し、北側の乗入口にグレーチング付の側溝を接続し、油水分離槽を経て、既存の集水桝に排水する計画となっております。なお、雨水の排出量については、県開発手引のアスファルトの流出係数により、排水管の口径に不足がないよう流量計算書を提出させています。

汚水・雑排水については、資材置き場であることから発生いたしません。

次に、盛土・切土についてですが、資料の16ページ目をお願いいたします。

断面図に示されておるとおり、敷地全体に南から北へ水勾配を設けるため、30cmから50cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元農区からは11月16日付で、条件を付さない形の水利承諾書が提出されております。

あわせて区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありましたら、どうぞ。

○委員（20番 君） 地元の区域委員なんですけども、今回につきましては、右側の市道のほうから、町川原2区のひばりヶ丘の人たちの車が出ていくんですけども、県道のほうに出ていくんですけども、県道と市道が交差するところが、きちっとフェンスをして被せないように、見えないように物を置かないようにという、そういうふうな町川原2区のほうから要望が出ていまして、それについては、そこには物を置かないと、見えないような物を置かないというふうな業者と確認ができて、一応承諾をしております。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何かありますか。何かないですかね。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号申請番号1—14に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号の申請番号1—15に対して説明、事務局、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第3号、農地法5条の許可申請、番号1—15について説明いたします。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、昨年4月に農業振興地域整備計画の変更について御審議いただき、昨年8月に農振農用地から除外が行われた案件となっており、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、足場用の資材置き場として転用するといった内容となっております。

まず、位置図について説明いたします。議案書の17ページ目をお願いいたします。

申請地は、谷山区大塚交差点の南側に位置する丸囲み内の斜線部20筆、合計1万9,496m²となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地は、北側、東側、西側については宅地等、他地目の分断があり、南側については一部農地の広がりがありますが、高低差による分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。18ページ目をお願いいたします。

こちらが計画平面図となっております。乗入口については、北側の谷山小竹線からの1カ所となっており、社員用駐車場をアスファルト舗装する以外は、全体をコンクリート舗装する計画となっております。

ここでは25人程度の従業員が就業をする予定となっており、資材置き場のほか、事務所1棟、倉庫2棟、現場用トイレを3棟を建設する計画となっております。

周囲には、土どめとしてコンクリートブロックを2段から3段施工し、隣地との境界にはフェンスを設けることとなっております。また、住宅地と接する西側、南側については植樹を行い、緑地帯を設けることとしております。

次に、雨水・雑排水関係についてですが、敷地内の雨水については、敷地の場内通路に集水枥を設け、出入り口付近に設置する調整槽に集水し、谷山小竹線沿いの側溝へ排水を行う計画となっております。

事務所や現場トイレから発生する汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理を行い、調整槽に送り、同様に排出を行います。

次に、盛土・切土についてですが、資料の19ページをお願いいたします。

断面図に示されているとおり、敷地全体に南から北へ勾配を設けることとしており、①—①断面において最大1.7m程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元農区からは、水路の管理・修理を行うこと、隣地住宅の承諾を得ること、計画変更を行う場合は地元開発委員会に諮ること等の条件付で、12月7日付で水利承諾書が提出されており、あわせて区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

事務局説明が終わりましたので、地区委員として説明させていただきます。

この案件は、私もいろいろ問題ありましたが、特にやっぱり怖かったのは、水路関係と雨水関係が怖かったんですけど、水路は全部差しかえて、下にまだ農地がありますので、重要水路ということで水路改修をお願いしております。

それと、もう一つは、この面積に舗装します、舗装もありますので、雨水として調整池を設けて、雨水のあふれをとめるように、メーカーの懸案の中に話して、それを認められています。それで、一応田んぼもこれだけありますけど、ここの中に、きょう実際見てもらった、わかりますとおり、特に左側の奥がほとんどもう耕作放棄地で荒れた状態で、特にまだ右側には農地はあるんですけど、幅1mから広いところで3mぐらいのウナギの寝床のような農地しかありません。それで、たまたまタイミングとしても、これが最後の開発なんじゃなかりと地権者のほうから話がありましたものですから、開発委員会として水位を、あるいは、調整槽の調整ができればいいんじゃないかということで開発委員会にかけたところ、一応その条件で出たものですから、谷山開発委員会としては許可した状況でございます。

以上でございます。

ほかに何かありましたら。——何もなければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案3号の申請番号1—15に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18／18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程4、議案第4号古賀市農業委員会新規就農申請者取扱

基準に基づく新規就農者の認定について、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） すいません。議案第4号の説明に入ります前に、別紙でお配りの資料1をごらんください。そちらの3ページの大きい3の就農準備機械等の内容のところの(1)で車両の部分になりますけども、軽トラックへ積載量350tとなっておりますけども、正しくは350kgですので、すいませんが、訂正のほどよろしくをお願いいたします。大変申しわけございません。

○委員（18番 君） 0.35tでしょう。（発言する者あり）

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第4号について御説明いたします。別紙でお配りしてあります資料1をごらんください。

令和元年12月25日付で、新規就農申請書の提出がありましたので、今回議案上程いたしました。

資料1には、新規就農申請者の営農計画や営農予定地について記載されておりますので、御一読いただければと思います。

それでは、議案書の20ページをごらんください。

申請者は記載のとおりで、年齢40歳、福津市にお住まいですが、御実家は古賀市の久保にございます。御実家も農業を経営されておりますので、親元での就農となります。

目標等につきましては、農業形態が路地野菜、就農時期につきましては、令和2年1月予定、農業労働力につきましては、御本人、妻、御両親の4名となっております。

技術等の取得につきましては、御実家のほうで今年の1月から研修をされております。

使用機械については、軽トラック1台、トラクターを2台所有し、動力噴霧器、管理機につきましては、今年購入予定となっております。

販路につきましては、JA粕屋と直売所への出荷となっております、直売所につきましては、福津市のイオンモールとコスモス広場のほうへ出荷となっております。

10年後の目標につきましては、家族で行える農業規模をふやすこと、機械の収納や、作業場で使用できる倉庫を導入したいと目標を掲げていらっしゃいます。

説明は以上になりますが、古賀市農業委員会委員の皆様におかれましては、申請者の就農定着に向けて暖かい御支援をお願いしまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明終わりましたが、何かありましたら。

○委員（4番 君） 2ページ目に就農計画書がついておりますし、それから、4ページ目、新規計画書がついているんですけど、全く日付がないんですが、いつの時点での就農計画

になるのか。就農計画書の中の1番の就農時期が元年の1月予定になっているんですよね。だから、いつの時点の計画書でこの予定になるのか、ちょっと。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 大変申しわけございません。こちら令和元年の12月25日に御提出があったもので、資料の1ページ目が一番鏡になりますので、2ページ以降の日付につきましては、令和元年12月25日と同じ日付になっておりまして、就農時期につきましては、令和2年の1月予定となっております。

○委員（4番 君） 2年。

○係（ 君） はい。

○委員（4番 君） 2年ですね。

○係（ 君） 2年になります。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですかね。事務局。

○係（ 君） すいません。補足をさせていただきます。

もう一回六役会議の中で御本人さんをお呼びしまして、面談を行いました。農業を始めたきっかけが、もともとは50歳になったら始めたいということで御希望されておったんですけれども、祖父が亡くなったことから、自分が責任を持って農業を始めないといけないということで決意しまして、今この回の時期で就農となっております。

補足説明については、以上になります。

○議長（ 君） 何かほかにないですかね。

○委員（4番 君） もう一度いいですかね。

○議長（ 君） はい。

○委員（4番 君） 資金計画とか、こういうの、この計画あたりつくるときに、農業委員会のほうに指導してもらおうというか、指導してあるだろうと思うんですけど、例えば、資金計画書あたりで、ブロッコリー就農1年目260万、10反。こういう、何かな、単位とか、やっぱり明確にしとったらいと思うんですよね。260万円だろうと思うんですよね。だから、10反は1haだろうと思うんですよね。だから、この辺は、記載方法はやっぱり農業委員会のほうで指導されておったほうが、どこに出してもおかしくない計画になるんじゃないかなと思います。普及センターあたりも何も言われんやった。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） すいません。こちらの様式につきまして、ちょっとわかりにくい、御指摘があったとおり、平米数なのか、収入額なのかというのがちょっとわかりにくくなっておりまして、そちらのあたりの記載方法につきましては、今後、ちょっとこちらのほうでわかりやすい

ように訂正のほうをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（ 君） ようござひますか。

○委員（4番 君） お願ひします。

○議長（ 君） ようござひますか。

ほかに何かありますかね。—なければ、採決とりたひと思ひますが、ようござひますでしよ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第4号に対して賛成されます方は、農業委員の方、挙手をお
願ひいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続ひまして、日程5、議案第5号基盤強化促進法第19条、農用地利用
集積計画の公告、申請番号1—131から146まで、事務局、説明お願ひいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 議案第5号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用
集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で8件、更新で8件の利用権設定の申し出があつております。

また、 会長が関係者になりますことから、一時退席をお願ひいたします。

一時退席後の進行につきましては、 副会長のほう、よろしくお願ひいたします。

〔 郎会長 退席〕

○係（ 君） それでは、新規申し出について御説明いたします。21ページをお願ひ
いたします。

申請番号1—131、所在、筵内上ノ原、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が6筆、登記
簿地目、畑、現況地目、田の筆が1筆、合計面積、4,245m²、貸付人、借受人については
記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続ひまして、申請番号1—132、所在、筵内熊鶴、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が
2筆、登記簿地目、畑、現況地目、田の筆が1筆、筵内堤ノ下、登記簿地目、現況地目、ともに
田の筆が3筆、合計面積、2,579m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和
2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続ひまして、22ページをお願ひいたします。

申請番号1-133、所在、青柳町中溝、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、面積、414m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

申請番号1-134、所在、川原原、登記簿地目、畑、現況地目、田の筆が1筆、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、合計面積、1,176m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-135、所在、青柳町原、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、面積、711m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

申請番号1-136、所在、谷山恵下、登記簿地目、現況地目、ともに畑の筆が1筆、面積、1,510m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-137、所在、谷山恵下、登記簿地目、山林、現況地目、畑の筆が1筆、面積、711m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

申請番号1-138、所在、筵内宝満、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、筵内後畑、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、合計面積、2,674m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月14日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

申請番号1-139から申請番号1-146まで更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、新規受理しております。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か質問がございましたら、ありませんか。 委員。

○委員（20番 君） 賃料の書き方についてなんですけども、1-131、玄米1俵10a当たりということで、こういう書き方というのは非常にわかりやすいんですけど、1-132、玄米2俵年。多分これ全体で、要するに、年間ということでよろしいんですかね。2,579m²が年2俵ということで。

○議長（ 君） 事務局。

○係（██████君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

1-131につきましては、おっしゃったとおり、10aあたり玄米が1俵の貸賃料になっておりまして、1-132につきましては、全ての筆に対して、年間で玄米2俵支払いますよという書き方になっております。

○議長（██████君） █████委員、よろしいですか。

○委員（20番 █████君） はい。

○議長（██████君） ほかに質問のある方。——ないようでしたら、採決とらせてもらっていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） それでは、議案第5号につきまして賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございました。

〔██████会長 着席〕

○議長（██████君） 再開します。

○議長（██████君） 日程6、議案第6号非農地判断、事務局、説明お願いいたします。

○係（██████君） それでは……。

○議長（██████君） すいません。1-4からお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（██████君） それでは、議案第6号番号1-4について説明させていただきます。

こちらは、農地法第2条に定める農地であるかの判断を当委員会に判断していただくものとなっております。

なお、今回、非農地証明は2件となっております。

まず、番号1-4について説明させていただきます。

申請人・申請地につきましては、記載のとおりとなっております。

まず、位置図について説明させていただきます。議案書の32ページ目をお願いいたします。

申請地は、谷山公民館の北に位置します丸囲み内の2枠部分1筆となっております。こちらについては、住宅の一部として利用されており、課税状況も宅地課税ということから、農地の認識がなかったと聞いております。今回、谷山地区の国土調査が行われており、現地調査の中で登記地目が畑であることがわかり、非農地証明願の提出になったというところでございます。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準について説明させていただきます。資料の33ページ、

34ページをお願いいたします。

項目1から、これまでの判定について説明をさせていただきます。

1、住宅地等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していること。こちらは住宅ではございませんけれども、住宅等の敷地として、宅地として利用されているということから、適というふうに事務局では判断しております。

2、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷として利用されており、おおむね20年以上経過しているものということで、こちらについては、項目1で宅地等の敷地としておりますので、検討外としております。

3、市街化区域内農地で、非農業的土地利用等をされて20年以上経過しているものということで、こちらは市街化区域内の農地ではありませんので、検討外としております。

4、農地法第51条の規定による違反転用処分または農業委員会からの違反転用の指導を受けていないものということで、こちらは指導を受けておりませんので、適としております。

5、農業振興地域の整備に関する法律に基づく古賀市農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地ではないということで、こちらは農用地区域内の土地ではありませんので、適としております。

6、農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象地でないこと。ただし、改良事業完了後8年を経過し、さらに非農業的土地利用とされて、おおむね20年以上経過した土地は、非農地証明の対象とするということにしておりますので、こちらについては土地改良事業の対象地ではないということから、適としております。

7、農業施設等の対象農地ではないということで、適としております。

8、集団性のある優良農地でないということで、こちら現地でも確認していただきましたとおり、周りは住宅等で囲まれておりますので、集団性がないということで、適としております。

9、自然災害による被災土地で、農地として原状回復が著しく困難な土地であると認められているということで、こちらは被災の土地ではありませんので、検討外としております。

10、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地ということで、こちらはもう20年以上耕作されておらず、また行政上特に支障がないと認められることから、適としております。

11、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けていない者ということで、こちらは指導を受けていないということで、適としております。

12、他法令との調整見込みがあるということで、こちら調整見込みがあるということで、適としております。

13、前各号に定めるもののほか農業委員会が特に必要と認めたものということで、こちらは

農業委員会が必要としたものとしてはおりませんので、検討外としております。

以上、申請番号1—4についての説明は以上になります。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） 大変申しわけございません。議案書の訂正をよろしくお願いを申し上げます。31ページでございます。議案第6号の備考欄でございます。申請番号1—4の備考欄を見ていただきますと、位置図がページ31となっておりますが、正しくは32でございます。

次の交付基準表、Pの32から33となっておりますところ、Pの33から34の誤りでございます。

続きまして、1—5についても同様でございます。位置図Pの34を、Pの35が正しいものでございます。

その下の交付基準表、Pの35から36が、36から37が正しいものでございます。

お詫びを申し上げたいと思います。大変失礼をいたしました。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま申請番号1—4に対して事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（20番 君） この前も古賀市役所の、学校とか、そういうこの、要するに、農地になっていたというのが発覚しましたよね。今回これ見るとそうなっているわけです。多分家を、家というのはそんなに古くないですから、あっこ多分申請されているんだと思うんですけども、その時点でチェックはかからないわけですかね。彼ももともと古賀市の職員なんで、多分家を建てますよということで申請したときに、いや、農地が一部含まれていますよという……。

○議長（ 君） ちょっと待って。ちょっと待って。それは番号が違うんです。1—4ですから、まだ。

○委員（20番 君） すいません。

○議長（ 君） だから、1—4で、地域委員として説明させていただきます。

今回出たのは、確かにお粗末やったんですけど、地籍調査をしまして、この数字が判明しました。谷山の中には、これ以外の宅地としての地主の変更なりがあったんですけど、たまたまこの場合は地目が変わっていなかったということ。あれだけ上建てとされる土地で、変わっていないというのが不思議やったんですけど、たまたま調べたらそういうことやったもんですから、大変申しわけなく思っています。本人のほうにも、開発委員会かけて、今後こういうことないようにということで強く厳重に言っていますので、今後ないと思っていますけど、よろしく願いしておきます。

何かほかにありましたら。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第6号非農地判断の申請番号1—4に対して賛成されます方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18／18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第6号非農地判断で、申請番号1—5、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第6号、申請番号1—5について説明させていただきます。

申請地及び申請人については、記載のとおりとなっております。

まず、位置図について説明させていただきます。議案の35ページ目をお願いいたします。

申請地は、町川原交差点の東側に位置しております丸囲み内の着色部2筆となっております。こちらについては、住宅の一部、宅地の一部、住宅や倉庫として利用されていたものを、平成26年に相続を行い、先ほど御審議いただいた農地法4条の申請を行うに当たり、所有権の調査を行う中で、地目が農地であり、そのまま宅地として使用していたことがわかり、今回、非農地証明の提出があったというところでございます。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の説明に入らせていただきます。議案書の36ページ目、37ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、先ほど1—4のほうで条文のほうを読ませていただきましたので、条文の内容については割愛させていただきます。

- 1、住宅等の敷地として利用されているということで、適としております。
- 2、項目1で宅地等の敷地としておりますので、検討外としております。
- 3、市街化区域内の農地ではありませんでしたので、検討外としております。
- 4、第51条の違反転用の処分を受けていない者ということで、指導を受けていないということで、適としております。
- 5、農業振興地域内の農振農用地でないということで、適としております。
- 6、農業生産力の高い改良事業の対象地でないということで、適としております。
- 7、農業施設等の対象地ではないということで、適としております。
- 8、集団性のある優良農地でないということで、先ほど4条の申請の中でも説明させていただきましたが、周囲を他地目等の分断等があり、集団性がないということで、適と判断しております。
- 9番、自然災害による被災土地ではないということで、検討外としております。

10、おおむね20年以上耕作されていないということで、適としております。

11、こちらは指導を受けていない者として、適としております。

12、他法令の調整の見込みがあるということで、こちらは見込みがあるということで、適としております。

13番、農業委員会が特に必要と認めたものではないということで、検討外としております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりました。何かありましたら。どうぞ。

○委員（20番 君） 間違えていました。例えば、非農地証明の適用検討内容についても、11番に農業委員会から指導を受けていない者といっても、多分これ補足されていないはずなんですよ、農業委員会も。だから、永遠に行政のほうは調べてから言わない限りは、農業委員会が知るわけないですもんね。ですから、多分税金を取るほうと農林振興課というのが全く横差しがされていないという。多分所有者は、権利意識としては宅地というふうな課税が来ていますんで、多分宅地だという認識しかないはずなんですよ。ですから、こういう事例というのは、今後調査をすれば多々出てくるという。だから、もういつの間にか農業倉庫が建っているとかというのが、多分うちにも何かあるみたいなんです。そこら辺というのは、どっかで調整かけていかないと、あらゆる、何といいますか、例えば、こういうふう新しいものを建てようとするときに、いろいろな問題点というのが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） 議案第6号にちょっと引きつけて、一般論でちょっとお話をさせていただく場面も出てこようかと思いますが、こういった相談を受けるタイミングというのが、例えば、相続であったりとか、それから、古賀市でも数年前から行われておりますけども、国調、そういった土地の調査であるとか、その世帯で土地の所有権について議論、話し合いをするとか、そういったタイミングで、あら、ここ農地だったというので判明をして農業委員会に御相談、あるいは、今日お集まりの皆さん方のほうに御相談されるパターンが多いのかなというふうに想像をしております。これまで携わってきたさまざまな案件についても、そういったことで相談を受けることがやっぱり非常に多いです。事務局といたしましても、恐らく、恐らくというか、事務局としても何か土地に、土地利用をするときには、きちんと所有権、面積、地目、そういったあたりは確認されているはずだというふうに思っているわけでございます。ただ、こういったことがやはり現実として出てきている、農業委員会に審議していただかなければならない申請書が上がってくるというのが実態でございます。 委員がおっしゃるように、どっかで歯どめ、どっかで整理していかなければならないというふうに思うわけですが、農地に関する法的な手続

等については、もう農業委員会が所管をいたしますので、まずは御相談していただきたいということを、まずは申し上げているところでございますが、ただ、今後ふえてくるであろう一つのきっかけとしては、国調でさらにこういったことが出てくるのではないかなというふうには考えております。ここをいつの時点かで整理しなければならないというところの明確な答弁については、ちょっと難しい、困難であるというふうに事務局としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ようございますでしょうか。いいですか。ほかに何かないですかね。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案6号非農地判断の申請番号1—5に対して賛成されます農業委員の方、挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手18／18名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

ちょっと休憩。10分間休憩入りしたいと思います。

午後4時09分閉会
